

四日市市告示第172号

四日市市行財政改革推進会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市行財政改革推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市行財政改革推進会議設置要綱（平成13年四日市市告示第249号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第2条 推進会議は、<u>四日市市行政改革プラン及び四日市市財政プラン</u>の推進状況等について説明を受け、その推進方策や本市の今後の行財政改革のあり方等について意見を述べるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 推進会議は、<u>四日市市行財政改革プラン</u>の推進状況等について説明を受け、その推進方策や本市の今後の行財政改革のあり方等について意見を述べるものとする。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(財政経営部行財政改革課)